
【助成費用に関すること】

Q1：なぜ不育症治療の助成を始めたのですか。

厚生労働省は、専門医療機関の治療を受けることで、不育症の85%が出産に至るとしています。不育症治療の専門医療機関への受診と並行して、出産予定医療機関への受診が必要なことによる重い経済的負担等から、治療を断念する市民がいます。

子どもを授かりたいと願うご夫婦の経済的負担を少しでも軽減するため、本市では独自で保険診療外の医療に対する助成制度を創設しました。

【対象要件に関すること】

Q1：夫婦（事実婚も含む。）どちらかが市外在住の場合、助成を受けることができますか。

大和市の少子化対策として実施するため、夫婦ともに大和市在住であることを条件としています。

* 単身赴任等で夫婦どちらかの住民票が大和市にない場合は、助成対象外です。

* 法律上の婚姻および事実婚ともに、助成対象です。

Q2：大和市転入前に不育症治療を開始し、令和6年8月に転入してきました。申請ができますか？

大和市に住民登録をしている方が、不育症治療を受けた場合を対象としていますので、令和6年8月の転入日以降の治療費から対象になります。

* 転入などにより当該年度の所得が確認できない場合は、前住所地の市区町村の発行する次の年度の所得証明書（課税証明書）の提出が必要です。

→ 1～5月までの申請は、夫婦の前年度（前々年分）の所得（課税）証明書

→ 6～12月までの申請は、夫婦の現年度（前年分）の所得（課税）証明書

【申請に関すること】

Q1：大和市から転出した後に、大和市に住んでいた期間の不育症治療費について申請できますか。

申請日現在、夫婦（事実婚も含む）ともに大和市に住民登録をしている方を対象としていますので、転出後には申請できません。

Q 2 : 不育症治療を令和 6 年 12 月から開始して治療継続中ですが、治療費が 30 万円を超えた時点で申請できますか。

不育症の治療期間の終了は、その妊娠に関する出産（流産等を含む）の時点となります。
治療継続中は申請できませんので、治療終了後、申請期間内に申請してください。

Q 3 : 第 2 子の不育症治療費は、対象になりますか。

第何子目の治療であっても対象になります。

Q 4 : 夫（パートナーも含む。）が申請してもよいのですか。

夫婦（事実婚も含む。）のどちらでも申請をすることができます。
なお、申請者本人の指定口座に助成金額を振り込みます。

Q 5 : 同じ年に、1 回目は不育症治療をしていて 4 か月で流産して、その後すぐに、妊娠して 2 回目も流産となりました。この場合は、どうなりますか。

まずは、1 回目の治療終了後、申請期間内に申請してください。
審査後、1 年度の上限額 30 万円の範囲（1,000 円未満の端数は切り捨て）で助成いたします。
その後、同じ年度内に 2 回目の申請をされた場合は、1 年度の上限額 30 万円から、1 回目の助成額を差し引いた額の範囲で、自己負担額を助成いたします。

[例]

1 回目の治療が、令和 4 年 4 月～令和 4 年 8 月で治療終了となった。
治療費等に 20 万円かかった。
令和 4 年 10 月に申請し、20 万円の助成を受けた。

2 回目の治療が、令和 4 年 12 月～令和 6 年 3 月で治療終了となった。
治療費等に 30 万円かかった。

3 月中に申請した場合、2 回目は 30 万円から 1 回目の 20 万円を引いた 10 万円を上限に助成します。ただし、2 回目の申請を、令和 6 年 4 月にした場合は、助成金額は、次年度の対象となり 30 万円を上限に助成します。

Q 6 : 「神奈川県不育症検査費用助成事業」の助成を受けた場合、大和市でも助成が受けられますか。

大和市の助成対象となる治療費用より、神奈川県から助成を受けた検査費用は除いて審査します。

参考：神奈川県不育症検査費用助成事業の対象となる検査

流死産検体を用いた遺伝子検査（次世代シーケンサーを用いた流死産絨毛・胎児組織染色体検査）

【助成内容に関すること】

Q 1 : 大和市リストに掲載されていない病院で治療を受けても対象となりますか。

「大和市における助成対象の診断及び治療医療機関病院リスト」に記載されていない場合は、助成対象外となります。

ただし、「大和市における助成対象の診断及び治療医療機関病院リスト」にある医療機関で診断を受け、その病院から紹介された医療機関で治療を受けた場合は助成の対象になります。

(この場合、「不育症治療医療機関等証明書」(第2号様式)の「診断及び治療実施医療機関」と「治療実施医療機関」について双方の病院による証明が必要です。)

Q 2 : 不育症治療の検査をして治療に至らなかった場合は、検査費用は助成の対象になりますか。

不育症を判断するために検査をおこない、その後不育症治療を受ける場合は、助成対象になりますが、治療に至らなかった場合には検査費用は助成対象になりません。

不育症検査のみの場合は、助成対象外です。